

令和 8 年 5 月 27 日

静岡市環境審議会
会長 木村 浩之 様

静岡市長 難波 喬司
(環境局環境共生課)

「(仮称) 静岡市におけるヤマトイワナの保全に関する条例」の制定について(諮問)

静岡市環境基本条例第 31 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

「(仮称) 静岡市におけるヤマトイワナの保全に関する条例」の制定について

2 諮問理由

現在、純系ヤマトイワナ(以下、「ヤマトイワナ」という。)とニッコウイワナの交雑が進んでおり、ヤマトイワナの生息数が減少すると同時に、ヤマトイワナの生息域も減少しています。

静岡市では、これまでヤマトイワナと交雑種の生息域の調査を実施してきましたが、ヤマトイワナの具体的な保全措置を行っていなかったことから、このままではヤマトイワナの生息数がさらに減少してしまう可能性があります。

静岡市としてヤマトイワナの生息数、生息域を保全するための取組が必要です。

このため、南アルプスにおけるヤマトイワナの保全に関し必要な事項を定め、市及び保全団体等が一体となってヤマトイワナの保全対策を推進することにより、南アルプスの遺存種であるヤマトイワナを市民共有の貴重な財産として次代に継承する、「(仮称) 静岡市におけるヤマトイワナの保全に関する条例」の制定について、諮問いたします。